

2015年(平成27年)2月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

介護保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関することに係るコンピュータ処理について(答申)

2015年(平成27年)2月2日付けで諮問(第714号)された介護保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)が平成26年6月25日に公布され、この中で介護保険法の一部が改正され平成27年8月1日に施行されることが予定されている。

この改正によりこれまで介護保険料の負担割合は100分の10とされていたところ、介護保険の費用負担の見直しに関する事項として「介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る利用者負担の割合を、その費用の100分の20とするものとする。」とされた。

このため今後、第1号被保険者約94,000人の介護保険料の賦課後、当該被保険者各人の負担割合を100分の20または100分の10のいずれの区分とするかの決定を行わなければならないこととなる。

この決定を行うための処理は、今後政令で定められる基準に基づき、介護保険事業処理システム(藤沢市個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)答申第68号において承認済み)を改修し、介護保険課が本市市民税課より取得、保有している所得情報を利用して判定を行う。

また、負担割合証の有効期限は8月1日から翌年7月31日までとされている。

ることから、負担割合証の当初発送は7月の初旬に行う必要がある。この対象者は介護保険料納入通知書等作成発送業務において対象となる第1号被保険者約94,000人のうち、介護認定者約17,000人が想定されている。負担割合証作成発送対象者の所得情報等は納入通知書等作成業務と同一のものを利用することなどを考慮すると、負担割合証の作成発送業務については、納入通知書等作成発送業務の一部として専門の業者に委託し、適正、迅速、効率的な事務を図りたいと考える。なお、納入通知書等作成発送業務を専門の業者に委託することについては2000年（平成12年）7月13日付け答申第76号により審議会の承認を得ている。

以上のとおり介護保険事業処理システムを改修し第1号被保険者の介護保険料の負担割合の判定を行うこと及び負担割合証を作成することをコンピュータを利用して行うことについては、条例第18条のコンピュータ処理に該当するため、審議会に意見を求めるものである。

なお、本市市民税課からの所得情報の取得については介護保険法203条により「市町村は、保険給付、地域支援事業及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。」と明記されている。

## (2) コンピュータ処理を行うことについて

### ア コンピュータ処理をする内容

負担割合判定については、介護保険事業処理システムを改修し、同システムによって第1号被保険者の資格を有する者の合計所得金額を抽出し、合計所得金額160万円以上の場合にはさらに、単身世帯で年金収入とその他の合計所得金額の合計金額が280万円以上の者と、第1号被保険者が2人以上いる世帯では、全ての第1号被保険者の年金収入及び全ての第1号被保険者のその他の合計所得金額の合計金額が346万円以上の者については2割の負担とする判定を行い、それ以外の第1号被保険者及び第2号被保険者については1割の負担とする判定を行う。

7月に発送する負担割合証の作成については、コンピュータ処理において負担割合を判定された被保険者のうち介護認定者約17,000人の負担割合証のデータをIT推進課に依頼して抽出、PIT形式の磁気テープをIT推進課にて作成する。

完成品は介護保険課職員がIT推進課において管理簿に記載して受け取りを行い受託者へ引渡す。

磁気テープの授受は、介護保険課窓口にて受託者がデータ預り証、返却証を作成することにより行い、運搬については、施錠可能な専用ケースに入れた後、コンテナ積載型、ワゴンタイプ等荷室に施錠できる車両を使用して運搬を行う。

受託者の作業場所では、非公開系のネットワーク端末を使用して負担割合証の印刷、紙折、封筒への封入封緘、郵便番号による分類を行った状態で郵便局に運搬し、介護保険課職員立ち会いのもと検品納品を行う。

7月の発送後における負担割合証の作成については、新規介護認定申請者、所得の更正等で負担割合が変更された者及び負担割合証を再発行する者に対して、IT推進課または介護保険課にて随時作成する。

#### イ コンピュータ処理をする必要性

負担割合の判定は、介護保険事務処理システム内で保有している約94,000人の被保険者について、被保険者番号、住所、氏名、生年月日、性別、個人の合計所得金額、年金収入金額、その他の合計所得金額及び世帯内の他の第1号被保険者の年金収入金額、その他の合計所得金額を基に行うが、処理の対象となる情報の量は膨大であり手作業により行うことは大変困難であるとともに、適正、迅速、効率的に処理を行うにはコンピュータ処理が必要となる。

負担割合証の作成についても、限られた期間の中で、大量の情報を処理しなければならないことから、コンピュータによる処理を行う必要がある。

#### ウ コンピュータ処理する個人情報

藤沢市で介護保険第1号被保険者の資格を有する者の住所、氏名、生年月日、性別、個人の合計所得金額、年金収入金額、その他の合計所得金額及び世帯内の他の第1号被保険者の年金収入金額、その他の合計所得金額

### (3) 安全対策

#### ア 介護保険課における安全対策について

(ア) 介護保険事務処理システムのデータの処理、保管については入退室管理・施錠管理等厳重な安全対策が施されたIT推進課のサーバ室内で行う。

(イ) 委託するためのデータの抽出及び磁気テープの作成はIT推進課に依頼を行い、完成品をIT推進課で職員が受け取り介護保険課まで運搬する。

(ウ) 受託者への受け渡しについては、日時及び受け渡す社員を確認しておき、介護保険課の窓口にて行う。その際には受託者がデータ預り証、返却証を作成する。

#### イ 受託者の安全対策

##### (ア) 条件明示

JIS Q 27001 (ISO/IEC27001) : [ ISMS ] の認証を受けていること、または財団法人日本情報経済社会推進協会認定によるプライバシーマーク制度の認定を受けていること。

##### (イ) 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(ウ) 受託者は、受託業務の履行にあたって、安全対策を講じ、データ及び業務の履行において作成されるコンピュータプログラム関係物品及び帳票等の授受・処理・保管・その他の管理にあたっては、漏洩、滅失、毀損等を防止する措置を講じ、適正な管理を行わなければならない。また、別紙2「デー

タの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」及び次に定めることを遵守しなければならない。

- (a) 委託者と受託者の磁気テープの運搬にあたっては施錠可能な専用ケースに入れ安全性を確保すること。
- (b) 磁気テープの授受や返却にあたっては受託者がデータ預り証，返却証を作成すること。
- (c) 作業にあたっては受託者は非公開系のネットワーク端末を使用し，外部からの不正アクセスを許可せず，個人情報漏洩防止措置を行うこと。
- (d) 委託者が準備する磁気テープ（CGMT）を受託者の作業場所まで運搬すること（運搬車両についてはコンテナ積載型，ワゴンタイプ等，荷室に施錠できるものを使用し，事前に車両番号，運転員氏名等を届け出ること。）。
- (e) 作業工程中に決して帳票類が混じることのないよう，適切な対策を講ずること。また，事故等で万が一混ざっても，必ずもれなく発見できるよう安全対策を講ずること。
- (f) 作業場所  
受託者は作業場所について，あらかじめ委託者の承認を得ること。  
すべての作業を同一作業場で行うこととし，各作業に委託者が立ち会う場合は，作業場所において，委託者に具体的な作業工程等を説明すること。

(5) 実施時期

2015年（平成27年）7月（毎年同時期に実施予定）

(6) 提出資料

- ア 介護保険事務処理システムの概要図
- イ 事務の概要図
- ウ 負担割合証（案）
- エ 法律抜粋
- オ 介護保険料額通知書兼納入通知書等作成発送業務委託仕様書（案）
- カ 条件明示書（案）
- キ データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書
- ク 契約書（案）
- ケ 個人情報取扱事務届出書（案）

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論のとおり判断をするものである。

コンピュータ処理を行うことについて

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，コンピュータ処理を行う必要性について，次のように述べている。

負担割合の判定は，介護保険事務処理システム内で保有している約94,0

00人の被保険者について、被保険者番号、住所、氏名、生年月日、性別、個人の合計所得金額、年金収入金額、その他の合計所得金額及び世帯内の他の第1号被保険者の年金収入金額、その他の合計所得金額を基に行うが、処理の対象となる情報の量は膨大であり手作業により行うことは大変困難であるとともに、適正、迅速、効率的に処理を行うにはコンピュータ処理が必要となる。

負担割合証の作成についても、限られた期間の中で、大量の情報を処理しなければならないことから、コンピュータによる処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が説明要旨(3)のア(ア)から(ウ)、イ(ア)及び(イ)、イ(ウ)の(a)から(f)において示す安全対策は次のとおりである。

ア 実施機関の安全対策

(ア) 必要最小限の従事者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 ア(ア)及び(ウ)

(イ) データ媒体の紛失を防ぐための措置 ア(イ)及び(ウ)

イ 受託者の安全対策

(ア) 必要最小限の従事者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 イ(イ) 及び(ウ)(d)

(イ) データ媒体の紛失を防ぐための措置 イ(ウ)(a)及び(b)、イ(ウ)(d)

(ウ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 イ(ウ)(c)

(エ) データの正確性を保持するための措置 イ(ウ)(e)

(オ) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置 イ(ウ)(f)

(カ) その他受託者の安全対策を高めるための措置 イ(ア)及び(イ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上述べたところにより、コンピュータ処理を行うことが適当であると認められる。

以 上